

14. その他分野

<p>その他(1)</p>	<p>独占禁止法第9条及び第9条ガイドラインの「一般集中規制」の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>独禁法第9条では、他の国内の会社の株式を所有することによる「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の設立・転化が禁止されている。 「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の具体的な考え方については、公正取引委員会によってガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」が示されており、ガイドラインには事業支配力が過度に集中することとなる会社として禁止される3類型が挙げられている。 第1類型：会社グループの規模が大きく、かつ、相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の大規模な会社を有する場合 第2類型：大規模金融会社と、金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社以外の大規模な会社を有する場合 第3類型：相互に関連性のある相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の有力な会社を有する場合</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>独占禁止法第9条 公正取引委員会ガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」</p>
<p>要望内容</p>	<p>①独禁法第9条の一般集中規制を廃止し、企業結合規制に一本化すべきである。 ②一般集中規制が維持される場合でも、少なくとも独禁法第9条ガイドラインについて、以下の項目を改正すべきである。 ア. 「事業支配力が過度に集中することとならない会社」である「分社化の場合」の範囲を拡大すべきである。 イ. 主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類3桁分類から2桁分類に変更すべきである。 ウ. 資産規模が大きい会社が多く属する業界(事業分野)については、「大規模な会社」の単体総資産額の基準(3,000億円)を上げるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p><要望①について> 企業の経済活動がグローバル化し、市場規模が拡大する中で、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す一般集中規制は、企業活動を不当に制限するだけであり、すでに存在意義を失っている。また、このような規制は、「事前規制」型から「事後チェック」型行政への移行に反するものである。したがって、一般集中規制は廃止し、必要があれば、企業結合規制によって個別具体的に対応すべきである。 <要望②について> ア. もともと1つの会社に分社化し、細分化しているだけである以下のような場合については、他の資本関係のない会社を買収する場合とは異なり、独禁法上特段の問題はないことから、分社化と同様に例外とすべきである(分社化は議決権比率100%に限らなくてもよい)。 a. 100%分社化後、上場等により議決権比率が低下する場合 (親会社の議決権比率が減少することから、独禁法第9条の観点からの懸念は薄くなる)。 b. (独禁法第15条に抵触しない)合併に伴い、議決権比率が低下する場合 イ. 日本標準産業分類2桁分類が同一であれば実質的に同一の事業分野とみなせる場合が多いと考えられる。また、3桁分類の場合、日本標準産業分類の改正によって、事業実態は何ら変更がないにもかかわらず、形式的には事業分野数が増加してしまうといった問題が生じる可能性が高く、基準として使うのは適切ではない。 ウ. 単体総資産の規模は業界ごとに異なり、業界で上位の会社ではなくても、「大規模な会社」となる場合があることから、単体総資産の基準(3,000億円)を上げるべきである。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>公正取引委員会経済取引局企業結合課</p>

その他(2)	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有の規制対象からの信託勘定の除外【新規】
規制の現状	<p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業または保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社にあつては100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得または保有を規制している。</p> <p>ただし、同項第3号により、金銭または有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得または所有することとなる議決権の取得または保有については、同項の適用が除外されている。</p> <p>信託業務兼営金融機関(以下、信託銀行)は、金銭の信託または有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、または所有することにより議決権を取得し、または保有する場合(独占禁止法第11条第1項第3号)については、総株主の議決権の5%を超える議決権を保有することができる(独占禁止法第11条第1項本文但書)が、この場合(委託者もしくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者もしくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く)、総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有するときは公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。認可条件については、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」において、①信託財産として所有する等以外(主に銀行勘定)の保有割合が5%以下であること、②信託勘定及び銀行勘定を含めた保有比率が10%以下であること、③信託財産として所有等した株式に係る議決権について、銀行勘定に係るものとは別個に行使し、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること、が規定されている。</p>
根拠法令等	<p>独占禁止法第11条 公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」</p>
要望内容	<p>独占禁止法第11条の適用対象から信託勘定により保有する株式を除外すべきである。</p>
要望理由	<p>信託銀行は、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律によって、厳しい受託者責任を負っており、例えば、「信託の本旨に従い、受益者のために忠実に信託業務その他の業務をおこなわなければならない」「信託会社は、信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、信託業務を行わなければならない」とされている(信託業法第28条第3項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)。</p> <p>また、信託銀行は、信託財産について分別管理義務(信託業法第28条第3項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、そもそも信託銀行が信託勘定において株式の議決権を保有していたとしても、当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであるため、銀行勘定において保有する議決権とは自ずと議決権行使のあり方が異なると考えられる。</p> <p>したがって、信託銀行が自ら銀行勘定において保有する株式の議決権と信託勘定において保有する株式の議決権とを合わせて、当該企業を支配する目的をもって議決権行使を行うということは考えられない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会経済取引局企業結合課

<p>その他(3)</p>	<p>裁判所の訴訟記録、その他書類の電子データによる取扱いの実現</p>
<p>規制の現状</p>	<p>最高裁判所が定める民事訴訟規則は、紙媒体による業務が一般的であった時代に制定されたものであり、民事訴訟において裁判所に提出する訴状、答弁書、準備書面や添付書類である書証の写し等は紙媒体で提出することが要請されている。</p> <p>IT化が進展しつつある現代、一部の民事訴訟手続や督促手続でオンラインによる申立てが認められているが十分ではなく、基本的には従来からの紙媒体をベースとした裁判手続が維持されており、国民の利便性や事務処理のためのコストやスピード、環境負荷等に大きな改善が見られない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>民事訴訟規則第1条、第55条第2項、第80条第2項、第81条、第137条第1項、第138条、第139条</p>
<p>要望内容</p>	<p>民事訴訟における訴状、答弁書、準備書面や書証等の添付書類は、窓口、オンライン等での申立時や裁判所での訴訟手続、裁判事務において、全面的に電子データで取扱えるようにし、訴状、答弁書、準備書面について、裁判所への電子ファイリングを可能にすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>裁判所での業務のあり方について、進展著しいITの革新性を踏まえて根本的に見直すことにより、的確で迅速な裁判を実現し、事後チェック型社会の実現に不可欠な司法機能のさらなる強化を推進することが必要である。</p> <p>また、わが国として環境保護の姿勢を打出している中で、民間組織・家庭等からの協力を促すうえでも、政府機関が紙媒体での取扱いを極力削減した省資源型の業務に率先して取組み、範を示す必要がある。</p> <p>先進的な諸外国では、裁判所への提出書類を電子データで取扱いできるようにすることで、国民・法曹の利便性向上、業務効率化に加え、裁判所職員らの裁判事務の効率化、情報の一元化、情報伝達の迅速化、省スペース化、省資源化、関係機関との連携強化等の効果が得られている。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>最高裁判所民事局</p>

その他(4)	有限責任事業組合契約の効力発生登記における添付書面の柔軟化【新規】
規制の現状	有限責任事業組合の組合員が法人である場合、有限責任事業組合契約が効力を生じた場合は、二週間以内に組合の主たる事務所の所在地において、当該組合員の職務を行うべき者の氏名を登記しなくてはならない。そして、組合契約の効力の発生に登記の申請書には、組合員が法人であるときには、当該組合員の職務を行うべき者の選任に関する書面を添付しなくてはならない。法務省通達民商第1713号によると、組合員が株式会社の場合、かかる書面とは取締役会議事録とされ、すなわちその組合の事業規模を問わず、職務執行者の選任につき取締役会の決議が必要とされている。
規制の根拠法令	会社法362条4項3号 法務省通達民商第1713号(平成17年7月29日) 有限責任事業組合契約に関する法律57条3号、67条3号口
要望内容	有限責任事業組合契約の効力発生登記の際に添付する書面について、組合員が取締役会設置会社で当該組合員として職務を行うべきもの(職務執行者)について、その選任に関する、取締役会議事録を一律に要求するのではなく、取締役会の決議により定められた規則により、重要な業務執行に該当しない規模の有限責任事業組合契約の締結が取締役に委任されている場合には、当該規則及び委任された取締役により職務執行者が選任されたことを明らかにする書面を取締役会議事録に代えて提出することを許容すべきである。
要望理由	有限責任事業組合の組合員が法人である場合、有限責任事業組合契約が効力を生じた場合は、二週間以内に組合の主たる事務所の所在地において、当該組合員の職務を行うべき者の氏名を登記しなくてはならない。そして、組合契約の効力の発生に登記の申請書には、組合員が法人であるときには、当該組合員の職務を行うべき者の選任に関する書面を添付しなくてはならない。法務省通達民商第1713号によると、組合員が株式会社の場合、かかる書面とは取締役会議事録とされ、すなわちその組合の事業規模を問わず、職務執行者の選任につき取締役会の決議が必要とされている。その通達の根拠となっている会社法362条4項3号においては、「支配人その他の重要な使用人」について取締役会決議が必要とされている。同号の「支配人」とは、会社に代わってその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する使用人をいい(会社法11条1項)、「その他の重要な使用人」(同号)についても対外的には本店又は支店の営業の主任者であり、内部的には決裁権限を有するものと解するのが通説である。よって、有限責任事業組合の規模や、出資する株式会社の事業にとっての重要性を問わず、一律に、その職務執行者を「支配人その他の重要な使用人」とし、選任について取締役会決議を必要とするのは適当ではない。さらに、株式会社にとって必ずしも重要性の高くない事業において、人事異動等による担当者の交代が行われるたびに、一律に取締役会決議を要するものとするのは、大規模会社が有限責任事業組合契約を締結する上で阻害要因となる。
制度の所管官庁及び担当課	法務省 民事局 商事課

<p>その他(5)</p>	<p>人事院の所掌事務の民間開放【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>公共サービスの質を維持向上させるとともにコスト削減を図る改革を実施するため、政府は民間開放の対象となる業務を所掌する国の行政機関について法律で定めている。しかし、人事院はその対象から外れており、所掌事務の民間開放の可能性が閉ざされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第2条第1項</p>
<p>要望内容</p>	<p>人事院の所掌事務についても民間開放の対象とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>民間が担うことができるサービスは民間に委ねるとの観点から、政府は公共サービスの民間開放について検討しているが、人事院の所掌事務については、それが民間に委託できるかできないかの検証もなされずに一律、検討対象から外されている。人事院の所掌事務のうち、一部の試験や研修などは民間への委託または民間開放の対象となりうる蓋然性があることから、一律に対象外としている現在の規定を見直すべきである。</p> <p>人事院の所掌事務が民間開放の対象となることで、民間事業者の事業機会及び雇用の拡大や、一部事務に民間の創意と工夫が反映されることが期待される。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>内閣府公共サービス改革推進室</p>

その他(6)	複葉にわたる戸籍記録事項証明書交付時の措置の簡素化【新規】
規制の現状	<p>複葉にわたる住民票の写しや戸籍の附票の写しを交付する際、一体性を確保する適切な措置を講じれば契印(せん孔)が省略できるが、複葉にわたる戸籍記録事項証明書の交付に際しては、さらに散逸防止のための措置(例えばホッチキス留め)を講じなければならない、住民票の写し等と同様の処理とはされていない。</p>
規制の根拠法令	<p>総務省法務省連名通知(平成18年1月24日、総行市第11号/法務省民一第152号) 法務省民一第440号(平成18年2月20日)</p>
要望内容	<p>複葉にわたる戸籍記録事項証明書についても、総務省法務省連名通知(平成18年1月24日)で定められた住民票の写し等の交付処理と同様に、一体性を確保する適切な措置を確保することで、散逸防止のための措置を講じる義務を廃止すべきである。</p>
要望理由	<p>自治体の交付事務の簡素化等をはかるために、総務省法務省連名通知にて住民票の写し等の交付処理要領が一部改正(平成18年1月24日)されたにもかかわらず、法務省通達(平成18年2月20日民一第440号)により戸籍記録事項証明書については、散逸防止のための措置を講じなければならないとされている。</p> <p>現在、証明書類の自動交付機が普及し始めているが、交付事務の簡素化により交付機の一層の普及が進むことが期待できる。また、自動交付機の普及により、窓口の混雑緩和や待ち時間短縮にもつながり、住民サービスの向上にも寄与する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省

<p>その他(7)</p>	<p>地方公共団体の業務アウトソーシングに向けた 戸籍簿、除籍簿の外部保存容認</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現在、地方公共団体において戸籍の入力業務などを民間事業者へ委託することは可能であるが、戸籍簿や除籍簿は「事変を避けるため無ければ」市町村の庁舎以外で保存することができない。このため、戸籍に関する事務の民間委託が大きく制限され、効率的なアウトソーシングが不可能となっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>戸籍法第1条、第8条、第117条の2 戸籍法施行規則第7条</p>
<p>要望内容</p>	<p>戸籍簿と除籍簿を外部保存する場合を想定し、外部保存を可能とするための要件を具体的に示すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>昨年の回答では、戸籍の「保管・管理については、特に厳重な取り扱いが求められる」ため庁舎外に持出すことはできないとの説明であったが、同様に厳重な取扱いが求められる電子カルテについては、民間機関が外部保存受託機関となるための要件が示されている。「厳重な取り扱いが求められる」からといって外部保存が不適切であると一律に判断するのではなく、「厳重な取り扱い」を確保するためにはどのような要件が必要か、まず示すべきである。</p> <p>地方公共団体では「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づいて行財政改革を進めており、業務の効率化と民間委託を推進している。また、情報システムが高度化する中で、システムの開発・運用・管理を自治体職員が行うよりも、民間委託で実施した方が行政サービスの向上につながる事例も多くあり、その効果も大きく認められている。多くの地方公共団体がコスト削減とサービスの向上を求められる中、戸籍簿の事務について効率的なアウトソーシングが実現すれば情報システムの運用・管理に関わる職員の負荷が軽減されるとともに、窓口業務の効率化により住民サービスの向上につながる。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省民事局</p>

<p>その他(8)</p>	<p>外国人登録に係る事務の民間開放【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>外国人登録に係る事務のうち、民間開放されているのは交付請求の受付、引渡しのみ限定されており、民間事業者へデータ入力やシステム開発等の業務を委託することはできない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第3号</p>
<p>要望内容</p>	<p>外国人登録に係る事務の民間開放の対象を、データ入力などにも拡大すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>外国人登録原票はプライバシー度の高い事項が記載されているため民間事業者に対してその取扱いを認めることはできないとされているが、地方公共団体によっては、プライバシー度が高く厳重な取扱いを求められている戸籍簿のデータ入力がすでに民間委託されている状況にある。プライバシー度が高いからといって、外国人登録の事務のみを民間開放の対象から外すことはバランスを欠いている。</p> <p>情報システムが高度化する中で、データ入力を含めたシステムの開発・運用・管理を自治体職員が行うよりも、民間委託で実施した方がコスト削減、サービス向上につながる事例も多い。民間事業者に厳しい服務規程を課し、事業者が一定の要件(機密情報に関する内部管理の徹底など)を満たすことを前提に、プライバシー度の高い情報を扱う業務についても民間委託を可能とすべきである。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>法務省民事局民事第一課</p>

<p>その他(9)</p>	<p>市場化テストにおける情報開示の強化 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現在、市場化テストを実施する際には、従来の実施における①経費、②人員、③施設及び設備、④目的の達成の程度の4項目を開示する義務があるのみで、その他の情報開示は義務付けられていない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律</p>
<p>要望内容</p>	<p>入札予定業者から実施状況の情報開示の請求があった事項については、特別な事由(例えば個人情報の保護など)がない限りにおいて、開示を義務化すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>市場化テストは、透明かつ公正な競争を確保することで、コスト削減と公共サービスの質の維持・向上を図ることを目的としているが、現在、法律で義務付けられた4項目のみの情報開示では、入札予定業者がこれらの目的を達成するための具体的な事業計画を立てることが難しい。入札予定業者がより正確な判断を行い、かつサービスの質の向上を提案するためには、一日の業務処理数などの入札対象業務に関する具体的かつ詳細な情報が必要であり、これらの必要情報の提供が確保されなければ公正な競争を確保することができない。そこで、個人情報の保護等の特別な事由がない場合には、入札予定業者からの照会に応える制度を導入すべきである。</p> <p>必要な情報が公開されることで、透明かつ公正な競争入札を確保することができる。また入札予定業者はサービスの質やコストに関する分析をより詳細に行うことができるようになるため、官民双方にとって委託に伴うリスクを軽減することができる。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>内閣府公共サービス改革推進室</p>

<p>その他(10)</p>	<p>医療機器の軽微変更の届出の合理化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>医薬品医療機器総合機構の審査を経て承認された医療機器は、その承認内容の軽微変更が生じた場合、変更後30日以内に事後届出を行うことが義務付けられている。しかし、医療機器の原料に関しきわめて詳細な記載が必要となっていることから、軽微な変更が発生する頻度が非常に高くなっている。 なお、2005年に軽微変更の届出制度が導入される前には、軽微な変更が生じた場合、一部変更申請の際に同時に届出ればよいとされていた。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>薬事法施行規則第48条</p>
<p>要望内容</p>	<p>軽微変更の届出期間を、変更後12ヵ月以内とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>軽微な変更は、機器の品質、安全性、有効性に全く影響するものではないため、変更後、12ヵ月以内に届出を行うよう運用を変えても問題はない。現在、軽微変更を行う頻度は非常に高くなっているため、届出期間を12ヵ月以内とすることで1年分の届出をまとめて行うことができ、届出のためのコスト削減が見込める。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省医薬食品局医療機器審査管理室</p>

<p>その他(11)</p>	<p>医療機器等における「認証」品目の承継制度の導入【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>医療機器等の販売に際しては、高度管理医療機器、管理医療機器等の種類により、厚生労働省による「承認」あるいは、登録認証機関による「認証」のいずれかを取得する必要がある。製造販売会社の合併や分割等が発生した場合、「承認」品目のみ承認取得者の地位が承継できるとされており必要な手続きが定められている。しかし、「認証」品目については承継制度が導入されていない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>薬事法</p>
<p>要望内容</p>	<p>「認証」品目についても承継が可能となるよう、必要な手続き等を定めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>「認証」医療機器は承継手続きがないため、新会社が新たに「認証」を取得しなければならない。認証の再取得により、事業承継後の医療機器の製造販売は可能となるが、実際には次の問題が発生する可能性があるため事業承継ができない実態がある。</p> <p>①旧認証で販売された医療機器については継承業者が存在しないことになるため、機器の不具合の修正や中古販売ができない。</p> <p>②認証番号が異なるため、同じ製品であっても旧認証で販売された医療機器については、オプションの追加や安全性の向上のための改変を行えない。</p> <p>なお、「認証」よりも高度な性能を持つ「承認」品目では継承制度が認められていることも考慮し、バランスのある運用を行うべきである。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省医薬食品局医療機器審査管理室</p>

<p>その他(12)</p>	<p>体温計、血圧計の一般向け広告における 医療関係者による推薦の容認【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>医療機器については医療関係者以外の一般人を対象とする広告を行うことはできないが、その性質に鑑みて、体温計、血圧計、コンタクトレンズについては一般向け広告が容認されている。ただし、これら三品目についても、医療関係者による推薦は禁止されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>薬事法第66条 医薬品適正広告基準</p>
<p>要望内容</p>	<p>体温計、血圧計については、一般向け広告において医療関係者による推薦を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>医療関係者による推薦が禁止されているのは、消費者が医療機器の効能、効果を誤解する恐れがあるためとされている。 しかし、治癒効果を持たない計測機器である体温計、血圧計については効能、効果を保証する事態は想定できず、消費者を不当に誘導する恐れもないため、医療関係者による推薦を可能とすべきである。 今や一般家庭に広く普及している体温計、血圧計について、より詳しい広告表示を行えるようになれば、消費者の選択肢が増えることになる。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課</p>

<p>その他(13)</p>	<p>特定健診の保健指導における TV会議を活用した遠隔面談の実現【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2008年4月より、医療保険者に対し内臓脂肪型肥満に着目した健診(特定検診)及び保健指導の事業実施が義務付けられた。医療保険者が保健指導対象者に対して行う動機付け支援と積極支援の双方では、直接面談による支援が義務付けられており、やむを得ない理由(離島で保健指導の実施者がいないケースなど)によりTV会議形式などの遠隔面談を受けることはそもそも想定されていない。また、初回面談以降に予定されている「6ヵ月後の評価」や「3ヵ月以上の継続的な支援」においても、遠隔面談は個別支援(直接面談)ではなく、電話支援とみなされ、ポイント数が低く抑えられている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律 「特定健診及び特定保健指導の実施に関する基準」に関する大臣告示(平成20年1月17日公布、厚生労働省告示第9号)</p>
<p>要望内容</p>	<p>保健指導の実施者がいないなどのやむを得ない場合においては、保健指導におけるTV会議形式の遠隔面談を直接面談と同等の措置として認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>保健指導の実施者は、医師等の有資格者に限定されており、地理的に偏在しているが、現行制度下では、保健指導の実施者が不足しているあるいは不在の離島や過疎地に在住する対象者でも、直接面談を受けなくてはならないとされている。この場合、対象者は保健指導の実施者と面談するために時間的・金銭的成本を負担しなければならない。 やむを得ない理由により直接面談を受けることの難しい対象者について、TV会議形式の面談を直接面談と同等のものとして認めることは、特定検診制度の円滑かつ効率的な実施の担保につながり、もって国民の健康増進と特定検診にかかるコストの削減に資する。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省健康局総務課保健指導室</p>

<p>その他(14)</p>	<p>大阪府内の中学・高等学校の敷地における 教育複合ビルの建設許可【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現在、大阪府内においては、私立の中学・高等学校の敷地内に教育複合ビル(教育、事務所機能とは別に、一般向けの住居・オフィス機能等を付加したビル)を建設し、一部分をテナントとして貸出すことは認められていない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>大阪府私立全日制高等学校等の設置許可等に関する審査基準第1の6の(7)</p>
<p>要望内容</p>	<p>一定の要件(例えば生徒と他用途の動線の別離、生徒の安全確保等)を満たせば、私立の学校法人が学校敷地内に教育複合ビルを建設し、一部分を不動産として貸出すことが可能となるよう、大阪府に対し促すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>耐震性の強化、教育設備の拡充等を目的に老朽化した校舎を建替えたいと考えても、その資金が調達できない私立学校が多い。教育複合ビルが建設できるようになれば、一部分をテナントとして貸出すことで建替資金が調達しやすくなり、私立学校にとっても近代的設備の導入に向けた選択肢が増えることになる。 東京都では教育複合ビルの建設がすでに認められており、校舎と一般オフィスが共存する複合施設が現存している。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>文部科学省 大阪府</p>

その他(15)	住民票の写しの交付手続に関する統一マニュアルの作成・周知【新規】
規制の現状	<p>住民基本台帳法の改正により、第三者が住民票の写しの交付を請求できるのは、自己の権利の行使や義務の履行のために住民票の記載事項を確認する必要がある場合などに限定され、請求時にこれらの事項を証明することが求められた。</p> <p>住民票の写しの交付に関する手続きは自治事務であるが、顧客の引越しに伴って企業が市町村に住民票の写しの交付を請求する場合には、総務省は「契約書の写し等があれば、通常は住民票の写しの交付が認められるものと考えて」と回答している(全国規模の規制改革要望に対する各省庁からの再回答について(平成20年1月18日))。しかし実際には、契約書上に捺印のみがなされている場合には、市町村によってはさらに契約者の自署や添付書類の提出が必要とされるため、請求手続が煩雑化している。</p>
根拠法令等	住民基本台帳法第12条の3第1項、第2項 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第10条～第12条
要望内容	住民票の写しの交付を請求する要件や手続きに関し、本年度中に総務省が統一マニュアルを作成し、「第三者が自己の権利の行使や義務の履行のために住民票の写しの交付を請求する場合、契約者の捺印がなされた契約書の写し以外の書類の提出は不要である」旨を市町村に対し周知すべきである。
要望理由	<p>企業では年間に2,000件以上、住民票の写しの交付を請求しているケースもあるが、市町村ごとに必要となる資料が異なっているため、市町村ごとに事前に必要資料の確認を取らなければならない、多くの労力とコストが費やされている。</p> <p>総務省が「第三者が自己の権利の行使や義務の履行のために住民票の写しの交付を請求する場合、契約者の捺印がなされた契約書の写し以外の書類の提出は不要である」と明記したマニュアルを作成して市町村に周知することで、各市町村が必要最小限の行政手続で制度運用を行い、当該手続を実施する企業や住民の利便性を向上させることができる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省自治行政局市町村課

<p>その他(16)</p>	<p>再輸入される電気用品に関わる手続きの見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>国内で製造され、電気用品安全法に基づく対応を行ったACアダプター等を機器と同梱して海外に出荷した後に国内に輸入する場合、輸入事業者は再度、電気用品安全法に定められた手続きを履行しなければならない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第10条</p>
<p>要望内容</p>	<p>国内の製造事業者が電気用品安全法に定める義務を履行した製品（ACアダプター等）を機器に同梱し、封をかけるなど海外で改造・模造されることを防止する手段を講じた製品を再輸入する場合には、輸入事業者に対して電気用品安全法に定められた手続き（事業者名の表示等）を免除すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>国内で購入した電気用品を再輸入する際にも、再度、電気用品安全法に基づく手続きが求められることは、同じ手続きの反復である。 今秋から電気用品安全法の対象となるリチウムイオン電池に関しては、国内で製造された同製品を機器に「装着」して海外に出荷した後に国内に輸入する場合には、輸入事業者は電気用品安全法上の手続きを履行しなくてもよいことが示されているが、「同梱」したうえで厳重な封を行えば、海外で改造・模造される可能性は「装着」した状態と同程度に低いと言える。 リチウムイオン電池に限らず、ACアダプター等の他の電気用品に関しても、厳重な封を行って機器に「同梱」した製品であれば、海外で改造・模造される可能性は低いことから、輸入事業者に電気用品安全法上の手続きを課さなくても問題はない。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局製品安全課、情報通信課</p>

<p>その他(17)</p>	<p>海外への土産用電気製品に対する例外承認申請の撤廃</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電気用品安全法では、特定の用途に使用される電気用品について、経済産業大臣の承認を受けた場合には、電気用品の技術基準への適合義務や表示義務等が免除される。海外への土産用電気用品についても同様の手続きにより例外承認を受けることが必要とされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第8条、第27条 電気用品安全法施行規則第10条、第18条 「電気用品安全法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」 (2003年3月29日商第1号)</p>
<p>要望内容</p>	<p>欧米諸国と同等に例外承認申請を求めない制度とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>海外への土産用電気用品は、IEC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、一般の輸出用品同様の安全性を有している。 国内流通を防止する観点からも製造・輸入事業者の責任の下、適切な販売指導が行われており、事業者の自己管理に委ねても問題は生じない。また、欧米諸国においては、事業者にこうした承認申請を求めることは行われていない。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課、原子力安全・保安院電力安全課</p>

その他(18)	医療機器に使用するACアダプターへの電気用品安全法適用の免除
規制の現状	<p>医療機器に使用するアダプターは、薬事法でIEC6060-1(JIST0601-1)に適合することが求められている。一方、電気用品安全法ではACアダプターは特定電気用品に指定されており、IEC60065やIEC60950の規格に適合することが求められている。</p> <p>電気用品安全法で求められるIEC60065やIEC60950の基準は薬事法で求められるIEC6060-1よりも緩い基準だが、医療機器に使用するACアダプターは双方の規格に適合することを証明するための試験を行わなければならない。</p>
根拠法令等	<p>薬事法第14条、第19条の2 薬食機発第0216001号「医療機器の製造販売承認申請に際し留意すべき事項について」 電気用品安全法第2条、第9条 電気用品安全法施行規則第1条の2 電気用品の技術上の基準を定める省令第2項</p>
要望内容	<p>薬事法で定められた規格を満たしたACアダプターについては、電気用品安全法の規格も満たしていると認めるよう解釈する旨の通達を発すべきである。</p>
要望理由	<p>本件に関し、過去に経済産業省は「無監視状態で使用される機器と一体になっていない直流電源装置については、事故の深刻度が大きいことから、医療用機器であるか否かに関わらず、当該規制(電気用品安全法)の対象外とすることは不相当である」(全国規模の規制改革要望に対する各省庁からの再回答について(平成20年1月18日))と回答しているが、電気用品安全法よりも厳しい基準である薬事法の基準を満たしている医療用ACアダプターに対して、さらに電気用品安全法上の適合性検査を実施しても機器の安全性が担保されるわけではない。</p> <p>政府が2007年4月に定めた「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」の「5. 審査の迅速化・質の向上 (7)医療機器に関する事項」では「医療機器の安全性を確保しつつ、承認審査の合理化・簡素化を図る観点」をあげているが、所管省庁が異なる法令により二重の検査が求められている状態は解消されないままであり、現在、医療用ACアダプターの変更の際には電気用品安全法上の手続きとして2ヵ月程度の検査期間が必要とされている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省医薬食品局 経済産業省商務情報政策局製品安全課、サービス産業課</p>